

守山市学校給食調理業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、守山市学校給食調理業務に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型（指名型）プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

業務名は次のとおりとする。業務毎に審査を行い、個別の契約とする。複数の希望は妨げない。

- ・業務A 守山市学校給食調理業務（吉身小学校、小津小学校）
- ・業務B 守山市学校給食調理業務（河西小学校、中洲小学校）
- ・業務C 守山市学校給食調理業務（守山南中学校）

(2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 見積上限額（期間合計）

- ・業務A 守山市学校給食調理業務（吉身小学校、小津小学校）
金 304,953,000 円（消費税および地方消費税額を含む）
- ・業務B 守山市学校給食調理業務（河西小学校、中洲小学校）
金 336,985,000 円（消費税および地方消費税額を含む）
- ・業務C 守山市学校給食調理業務（守山南中学校）
金 351,450,000 円（消費税および地方消費税額を含む）

4 実施方式 公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和7年10月24日（金）
現地説明会	令和7年10月31日（金）～11月12日（水）
質問締め切り	令和7年11月14日（金）
質問回答	令和7年11月21日（金）
参加申込書提出期限	令和7年11月28日（金）
参加資格審査通知発送	令和7年12月4日（木）

企画提案書提出期限	令和 7 年 12 月 11 日（木）
プレゼンテーション実施	令和 7 年 12 月 17 日（水）
審査結果通知発送	令和 8 年 1 月上旬
仕様内容についての協議	令和 8 年 1 月下旬

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、また

は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 令和 7 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録している者のうち、希望種目「給食サービス」取扱内容「給食調理」の登録があること。

(8) 令和 2 年 4 月 1 日以降に学校給食調理業務として、1 施設 1 日 1,000 食以上の調理実績があること。

(9) 2 時間以内に本市給食施設へ到着できる地域内に、総括責任者が勤務する営業所等を有すること。

(10) 給食調理業務に適用される対人・対物その他賠償責任保険に加入していること。

7 現地説明会

委託施設の概要および施設見学のため、説明会を開催する。なお、説明会への参加は任意であり、参加の有無は審査には影響しない。

(1) 開催校および日時

【守山南中学校】 令和 7 年 10 月 31 日(金) 午後 4 時 00 分から (45 分間)

【吉身小学校】 令和 7 年 11 月 6 日 (木) 午後 4 時 00 分から (45 分間)

【小津小学校】 令和 7 年 11 月 7 日 (金) 午後 4 時 00 分から (45 分間)

【河西小学校】 令和 7 年 11 月 10 日 (月) 午後 4 時 00 分から (45 分間)

【中洲小学校】 令和 7 年 11 月 12 日 (水) 午後 4 時 00 分から (45 分間)

(2) 参加申し込み

令和 7 年 10 月 30 日 (木) 正午までに、守山市教育委員会事務局保健給食課あてに業者名・参加者氏名を事前に連絡すること。参加者は 1 社につき 2 名までとし、事前申込がない者の当日参加は不可とする。

(3) その他

ア 給食室の見学にあたっては、白衣、帽子、マスクおよび厨房用靴（汚染作業区域、非汚染作業区域の各 1 足ずつ）を持参し、説明会開催日から 2 週間以内に行った検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌および腸管出血性大腸菌）の結果を提出すること。持参物および提出物がない場合は参加不可とする。

イ 当日の駐車場については、開催校の駐車スペースに限りがあるため、1 社につ

き 1 台までとする。詳細場所については、申し込み後に改めて案内する。

8 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 1 号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 14 日（金） 午前 10 時まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局保健給食課

電話 077-582-1143（直通）

電子メール hokenkyusyoku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 7 年 11 月 21 日（金）正午 予定

9 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）

イ 業務実績表（様式第 3 号）以下のいずれかの添付とする。

（ア）委託業務契約書および仕様書の写し

（イ）履行証明書の写し

ウ 本市給食施設に 2 時間以内に到着できる総括責任者が勤務する営業所等がわかる書類

エ 賠償責任保険に加入していることがわかる書類

(2) 提出期限

令和 7 年 11 月 28 日（金） 午前 10 時まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「8 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 7 年 12 月 4 日（木）頃を目処に通知する。

10 企画提案書提出期限および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 4 号）10 部（うち正本 1 部）

① 作成例に基づき、審査項目毎に改頁をして作成するものとする。

② 複数業務を希望する場合、6、7、8 については希望業務分を添付する。

添付方法は作成例を参照すること。

企画提案書作成例（2 業務を希望する場合）

・鑑（様式第 4 号）

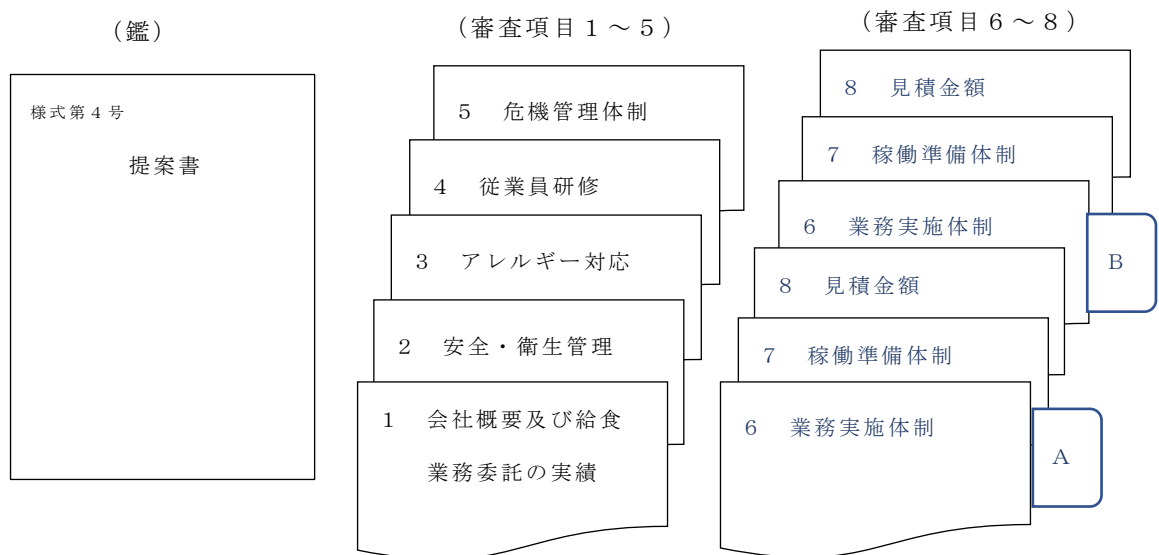
鑑には社名のほか、希望する業務 A～C の欄に丸印を記入する。

・審査項目 1 から 5 まで

1 部のみ添付する。

・審査項目 6 から 8 まで

希望する業務分を添付し、インデックスを貼付する。



イ 書式

- ① 企画提案書はA4とし、縦置き・横書き、本文のフォントサイズは11ポイント以上とする。1業務を希望する場合は、本文のみで15頁以内とする。
ただし2業務を希望する場合は20頁以内、3業務を希望する場合は25頁以内とする。印刷は両面・片面のどちらでも可とする。（それぞれ鑑は頁枚数に含まない。）
- ② 企画提案書作成例を参考とし、評価項目順に記載すること。また評価項目には全て言及すること。
- ③ 左上部の1箇所をホチキス止めすること。

ウ 提案内容についての注意事項

- ① 企画提案書の作成については、本要項のほか仕様書を熟読の上行うこと。
 - ② 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。
 - ③ 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。
 - ④ 前提条件付きの提案をしないこと。
 - ⑤ 企画提案書に専門用語の記載があれば、用語集を最終頁に添付すること。
（企画提案書の頁数としてはカウントしない。）
- (2) 提出期限
令和7年12月11日（木） 午前10時まで
- (3) 提出方法
持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前9時00分から午後4時45分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。
- (4) 提出先
「8 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

11 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

- (1) 実施日
令和7年12月17日（水）
※詳細時間については、参加資格審査の通知時に記載する。
- (2) 場所
守山市役所2階 22会議室
入室できる提案者は1社3名以内とする。
- (3) 説明時間
1業務を希望する場合は15分以内、2業務を希望する場合は20分以内、3業

務を希望する場合は 25 分以内とする。(ただし、準備時間は含めない)

(4) 質疑応答

5 分を目安とする。

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

12 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100 点×評価者数）の 6 割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が 1 事業者であった場合でも、評価得点が評価基準点以上となる場合は候補者となる。

13 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する
- (2) 通知日 令和 8 年 1 月上旬

14 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

15 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11

年条例第 21 号) に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

16 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が、第 3 項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

17 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局保健給食課 担当：深尾、大谷

電話 077-582-1143（直通） FAX 077-582-9441

電子メール hokenkyusyoku@city.moriyama.lg.jp